

令和2年8月28日

契約等の手続きにおける押印等の簡略化について

消費者庁総務課管理室

日頃より消費者庁の調達案件につきましてご協力をいただきありがとうございます。

消費者庁では新型コロナウイルス感染症の感染防止等への対応として、押印や書面提出の簡略化につきまして、下記のとおり運用を開始することとし、より一層のテレワークの推進に対応して参りますのでご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。

1. 入札について

当庁では「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」で入札を行っています。電子調達システムによる入札参加方法については、入札公告及び入札説明書に詳細を記載いたしておりますので、入札に参加される際には電子入札を積極的にご利用いただくようお願いいたします。

2. 契約書について

- (1) 代理人に対する包括的な委任（年度内の委任が可能）をする委任状を提出いただくことで、代理人の押印により契約締結が可能です。
- (2) 「電子調達システム」を利用することによって、電子にて契約を締結することが可能です。（電子契約においては押印が不要となります。）

※電子調達システムの詳細については電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の HP をご覧ください。
<<https://www.geps.go.jp/>>

3. 請書、見積書及び請求書について

請書、見積書及び請求書については、押印を省略することができることとします。また押印を省略した見積書・請求書については、電子メールでの提出も可能とします。（請書については、印紙税が非課税となる場合には電子メールでの提出を可能とします。）

なお、押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、お手数ですが以下の対応をお願いします。

- (1) 代表者の役職及び氏名に加え、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず明記してください。
- (2) 必要に応じ連絡させていただきますので、ご協力ください。

上記の対応につきましては、本日以降（8月28日以降）の調達案件について運用可能となります。ご不明な点につきましては消費者庁総務課管理室までお問合せください。